

# かつらぎ町職員を 募集します

随時募集



かつらぎ町では、次の職種の職員を随時募集します。受験希望の方は、下記内容を確認の上、申し込んでください。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

## 試験区分・採用予定人員

- |              |    |
|--------------|----|
| ① 一般行政職（建築職） | 1人 |
| ② 保健師        | 2人 |
| ③ 栄養士        | 1人 |

## 申込書類の配布

- 令和5年5月23日（火）～総務課で配布  
※町ホームページからもダウンロードできます。

## 申込方法・受付期間

申込書に必要事項を記入し、総務課へ直接持参または簡易書留郵便にて郵送してください。

[直接持参する場合]

- 令和5年5月24日（水）～令和6年2月29日（木）  
※土・日・祝日・年末年始除く

[郵送（簡易書留）の場合]

- 令和6年2月29日（木）までの消印のあるもの

※合格者が決定した時点で受付を終了します。  
状況はお問い合わせください。

## 採用について

- 採用日は、合格者と調整のうえ、決定します。
- 資格・卒業・修了要件を満たす見込みの方については、令和6年3月31日（日）までに要件を満たせなかった場合、採用内定者であっても採用資格を失います。

## 受験資格

- ① 昭和48年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方  
ア 建築の専門課程（それに準じる過程を含む。）を修了した方、または令和6年3月末までに修了見込みの方  
イ 建築の実務経験のある方
- ② 昭和48年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方
- ③ 昭和48年4月2日以降に生まれた方で、栄養士の資格を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方

※次のいずれかに該当する方は受験できません。

（イ～エは地方公務員法第16条の規定）

- ア 日本国籍を有しない方
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ かつらぎ町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

## 試験について

- 日時：随時実施  
※申込受付後、受験資格審査を行い、受験票および試験の案内を郵送します。
- 場所：かつらぎ総合文化会館 4階会議室
- 内容：面接試験
- 合格発表：受験者本人に合否を郵送で通知します。

## 申し込み・問い合わせ

かつらぎ町役場 総務課 職員採用担当 [平日]午前8時30分～午後5時15分  
☎0736-22-0300（内線2026）  
〒649-7192 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地